令和９年度

保育所・認定こども園、地域型保育事業

入所のご案内



令和９年度入所申込受付期間

●第１回　　令和８年12月１日（火）～25日（金）

●第２回　　令和９年２月１日（月）～10日（水）

【問い合わせ】府中町福祉保健部子育て支援課保育係

電話：（082）286-3168　　メール：　kosodate@town.fuchu.hiroshima.jp

目次

保育所等を利用する際のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

入所要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

支給認定制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（１）認定区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（４）支給認定の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（５）支給認定手続および認定結果（支給認定証の交付）について・・4

入所申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

（１）すべての方が必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）世帯状況に応じて必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・6

入所申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（１）第１回入所申込受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（２）第２回入所申込受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（３）年度途中の入所申込受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（４）ならし保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（５）休日保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（６）町外の施設を希望される場合（広域入所）・・・・・・・・・・9

利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて・・・・・・・10

保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

（１）保育料の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）保育料の軽減措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）保育料の納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（４）令和９年度保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

保育所・認定こども園・地域型保育事業の紹介・・・・・・・・・13

（１）保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（３）地域型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
①事業所内保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
②小規模保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
③その他の施設・事業の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

保育所等を利用する際のお願い

１　保育所等は、保護者の就労、疾病などの理由（３ページの保育を必要とする事由として認められたもの）によりご家庭でお子さんの保育ができないときに利用するための施設です。買い物、リフレッシュ等保護者の私的な用事では利用できません。

２　土曜日（保護者が就労していない日を含む）の保育は保護者が就労等により、ご家庭で保育できない場合に、利用することができます。

３　急な病気やケガの場合は、すみやかにお迎えをお願いします。

４　感染症にかかった場合は、他の乳幼児への感染を防止するためにお休みしていただきます。

５　保育時間中の与薬について、医師からの指示に基づくもの以外は行いません。

以上のことを厳守することにより、安心した保育環境を整え、園との信頼関係を築くことができます。よろしくお願いします。

入所要件

府中町の保育所等に入所できるのは次の①～③の要件をすべて満たす乳幼児です。

① 入所日現在、府中町に住民登録があること。

② 生後 43 日以上小学校就学前の乳幼児で集団保育が可能であること。

※お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等を提出していただく場合があります。

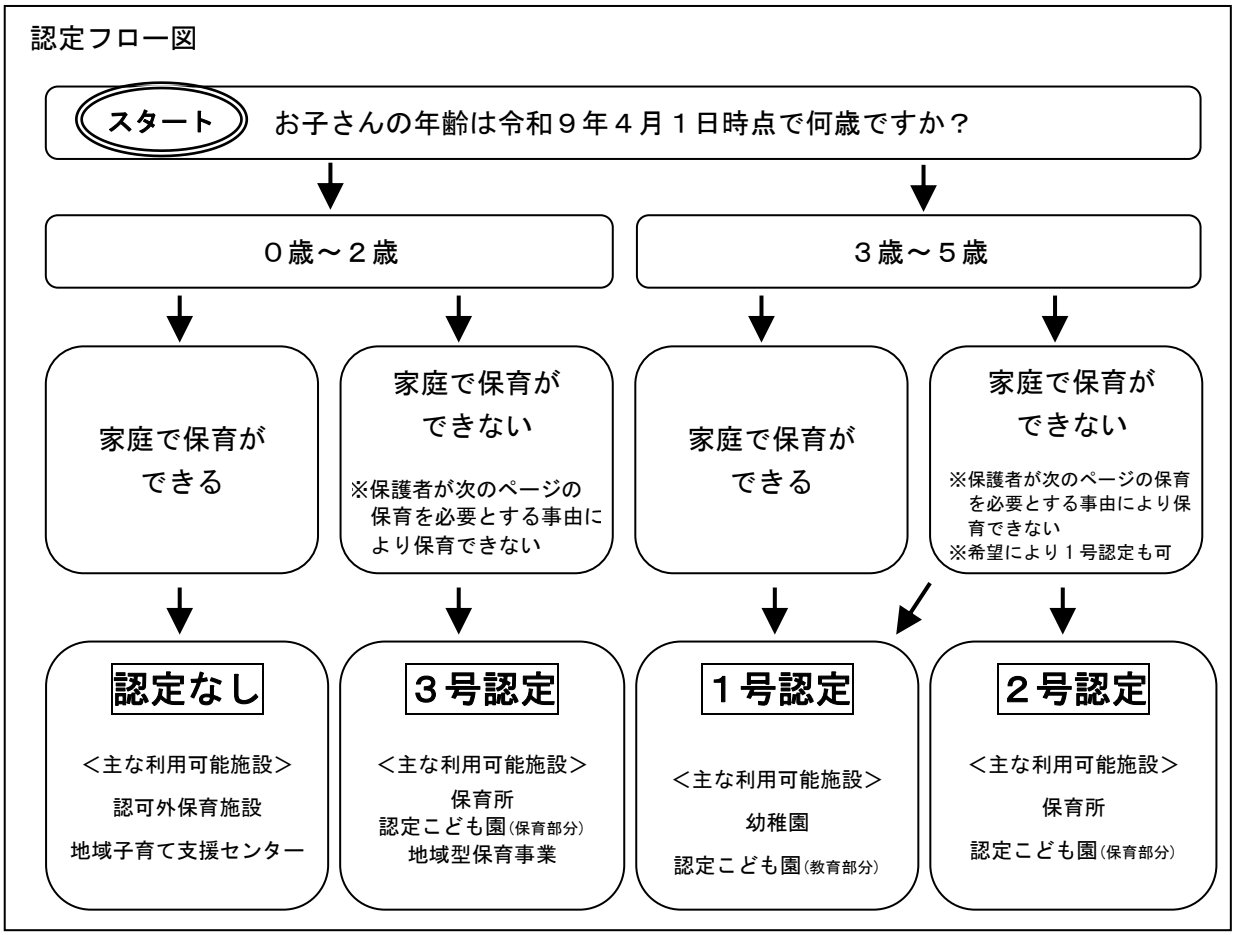
③ 児童の保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育が必要であると認められること。

（詳細は３ページに記載）

支給認定制度

（1）認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって３つの認定に区分されます。



☆子ども・子育て支援新制度については、
こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/sukusuku/）にも情報が掲載れていますのでご参照ください。

(2)保育を必要とする事由

２号認定（満３歳以上）・３号認定（満３歳未満）を受けようとする場合は、保護者（父母）のいずれもが次の事由に該当することが必要です。また、保護者の保育を必要とする事由により利用時間（保育の必要量）が区分されます。

事由	内容	保育の必要量
就労	１か月 64 時間以上 120 時間未満の労働することを常態とする場合 ※父母のいずれかがパートタイムを想定	保育短時間
	１か月 120 時間以上の労働することを常態とする場合 ※父母ともにフルタイムを想定	保育標準時間
妊娠・出産	産前６週間前の属する月の初日（多胎児妊娠の場合は 14 週間）から産後８週間を経過する日の翌日が属する月末までにあたる場合	保育標準時間
疾病・障害	疾病・障害により保育が必要と認められた場合	保育標準時間
介護・看護	親族等の介護・看護により保育が必要と認められた場合 ※介護等に要する時間は就労に同じ	状況に応じて認定
災害復旧	地震・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	保育短時間
就学	１か月 64 時間以上 120 時間未満、学校や職業訓練校等に通っている場合	保育短時間
	１か月 120 時間以上、学校や職業訓練校等に通っている場合	保育標準時間
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶの恐れがある場合	保育標準時間
育児休業	育児休業取得時（育児休業法に基づくものに限る）に既に保育を利用していて継続利用が必要であると認められる場合　※新規入所は不可	保育短時間
その他	上記ほか、町が認める場合	状況に応じて認定

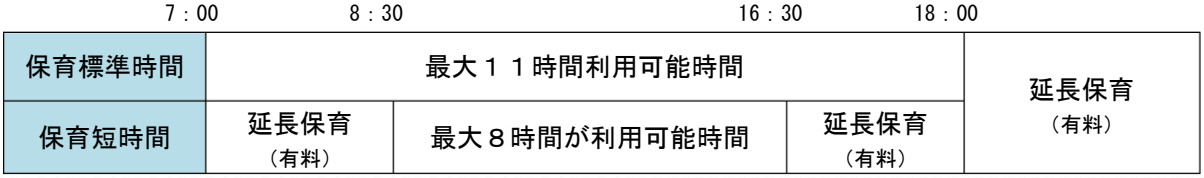
※保育を必要とする事由が変わる場合は、保育の必要量も変更となる場合があるため速やかに手続きを行ってください。

(３)保育の必要量

保育所等を利用できる時間は、「保育を必要とする事由」に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。ただし、実際に保育所等を利用できる時間は、認定された「保育を必要とする事由」により保護者が保育できない時間に限ります。

「保育標準時間」　施設の通常の開所時間の範囲で、１日最大１１時間の利用が可能
「保育短時間」　　施設の定める保育短時間の範囲で、１日最大８時間の利用が可能

【例】保育標準時間を 7:00～18:00、保育短時間を 8:30～16:30 とする施設の場合



※父母がそれぞれ別の事由に該当し、必要量に差がある場合は、必要量の少ない方で認定します。
※保育の必要量は就労時間・通勤時間などを考慮して市町で認定します。保育標準時間の認定をうけられる方でも保育短時間を希望できます。
※開所時間内であっても、認定された保育時間外に利用する場合は、通常の保育料以外に延長料金がかかります。開所時間や降所時間の設定時間、延長保育の実施については保育所等により異なりますので、保育所等に確認してください。

（４）支給認定の有効期間

支給認定の有効期間は、認定区分や保育を必要とする事由等によって異なります。

＜原則＞

認定区分	有効期間
２号認定	小学校就学の始期に達するまで
３号認定	満３歳に達する日の前日まで

＜原則とは異なる期間＞

事由	有効期間
妊娠・出産	効力発生日（出産予定日の前６週の属する月の初日）から出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※当初申請時に妊娠・出産事由で申請された方は妊娠・出産事由の認定期間をもって退園となりますので、必要な方は新たに申請をしてください。
求職活動	効力発生日（新規入所については入所日、入所後の離職については離職日の翌日）から 90 日を経過する日が属する月の末日まで
就学	卒業予定日が属する月の末日まで
育児休業	育児休業終了日まで ※　育児休業法に基づく会社の規則等で定められた育児休業を取得し、育児休業終了後、当該会社に復職する場合にのみ、特例措置として入所児童の継続保育を認めています。（児童が当該年度の４月１日現在に３歳未満の場合は、施設長の意見も必要です。） 制度によらず、出産や子育てにより仕事を辞めたり一時的に仕事を休んだりする方、特例期間を超える育児休業を取得される方については適用されません。また、待機児童がいる場合など、保育所等の入所状況によっては、継続入所ができない場合もあります。
上記のほか、期間限定で就労される場合などは必要に応じた有効期間となります。	

※父母がそれぞれ別の事由に該当し、認定期間に差がある場合は、期間が短い方で認定します。
※認定後、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定を取り消します。
※有期雇用の方（雇用期間が定められている方）は、契約更新後、２週間以内に就労証明書を提出してください。契約更新されない場合や就労証明書の提出がない場合は、認定の有効期間が終了（＝退所）します。契約終了後、引き続き求職活動をされる場合は、認定期間中に「求職状況申告書」を提出すると、上表の事由「求職活動」に該当することとなり、継続保育が可能となります。

(5)支給認定手続および認定結果(支給認定証の交付)について

支給認定の手続は、保育所等入所申込に併せて行っていただきます。

書類提出後、町が「保育を必要とする事由」や「保育の必要量（保育標準時間／保育短時間）」の審査を行い、「保育の必要量」を決定します。

認定後、「支給認定証（Ａ５サイズ）」を交付します。支給認定証は保育所等の入所決定通知と併せて送付します。支給認定証には、支給認定区分（１号～３号）や保育必要量（標準時間／短時間）、保育を必要とする事由、認定の有効期間などを記載しています。

入所申込に必要な書類

保育を必要とする事由や世帯状況等によって必要な書類が変わりますので、次の①～⑧の書類のうち、必要な書類を準備してください。**提出後に状況が変わった場合は速やかにお知らせください。**

（１）すべての方が必要な書類

①教育・保育給付認定申請書（保育所等入所申込書）兼保育児童台帳

申込児童ごとに１枚ずつご記入ください。

②保育が必要なことを証明する書類

児童の父母もしくは父母以外の主たる扶養義務者（父母以外が保護者となっている方）の「保育を必要とする事由」に応じた証明書類（以下に記載のとおり）を提出してください。申込児童の父母が別居している場合でも、それぞれの書類が必要です。

また、「保育を必要とする事由」に該当しない65歳未満の祖父母が同居している場合は、入所選考における利用調整において減点となりますので、同居している65歳未満の祖父母が「保育を必要とする事由（求職活動を除く）」に該当する場合は、証明書類を提出してください。

なお、就労証明書に記載された勤務状況等について実態を調査させていただくことがあります。

入所要件		証明書類等
就労	雇用勤務者 受託者	就労証明書 ※勤務先で証明を受けてください。 ※指定様式の記載事項を網羅している場合に限り、任意様式でも構いません。
	自営業 自営業手伝い	就労証明書（自営業を証明する書類（営業許可証・名刺・営業上の郵便物・請負契約書など）を添付）
妊娠・出産		出産予定申告書（母子健康手帳の写しを添付）
疾病・障害		疾病・障害状況申告書（診断書または障害者手帳等の写しを添付）
介護・看護		介護・看護状況申告書（介護・看護が必要な人の診断書または障害者手帳等の写しを添付）
災害復旧		罹災証明書及び申立書
求職活動 ※起業活動含む。		求職状況申告書
就学		在学状況申告書（在学証明書（学生証の写しでも可）および時間割を添付）
その他		町が指定する保育できないことを証明する書類

※各種証明書は申請日の３か月以内に証明されたものを提出してください。

※前年度の申請で既に提出済みの証明書類についてもご準備の上提出してください。（写しでも可）

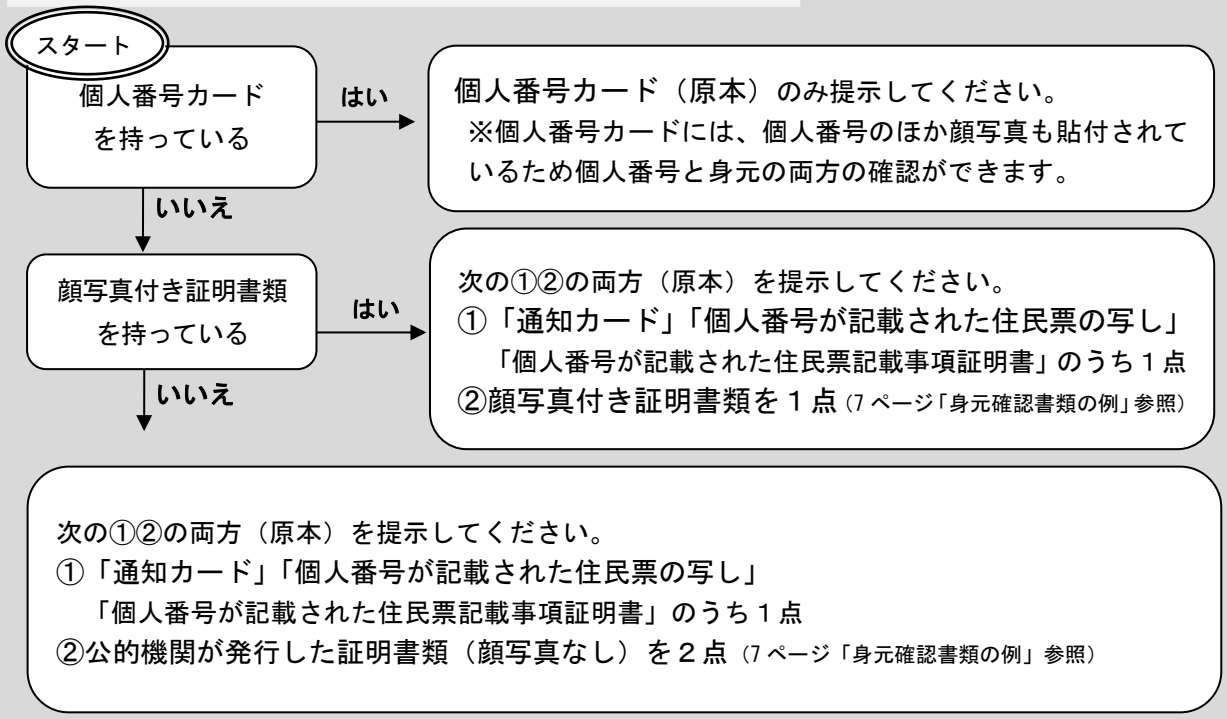
④個人番号カード関係書類

申請書を提出する方により、必要な書類・証明書が異なります。次のとおり確認・用意のうえ受付時に提示してください。

（ア）申請者（保護者代表）本人…下表「★申請者本人（保護者代表）が申請書を提出する場合」

（イ）申請者本人以外…７ページ「★申請者本人（保護者代表）以外の保護者等（代理人）が申請書を提出する場合」

★申請者本人（保護者代表）が申請書を提出する場合



(2)世帯状況に応じて必要な書類

⑤通所（園）証明書

申込児童以外のお子さんが認可外保育施設及び町外幼稚園等に通っている場合は「通所（園）証明書」を提出してください。

⑥給与支払証明書

海外に居住していたことなどにより日本国内において住民税が課税されていない場合は、当該年の収入状況等が分かる書類（会社が発行する給与支払証明書など）を提出してください。

⑦転入誓約書

原則、入所を希望するお子さんが申込日に府中町に住所を有していないと申し込みができませんが、転入誓約書により転入が確実であることが確認できる場合に限り、申込を受け付けます。

なお、入所決定後、入所日までに転入されない場合は入所が取り消しとなります。

⑧事件係属証明書（離婚調停中の場合）

離婚調停中で父母が住民票上でも別居している場合は、離婚調停中であることが分かる書類（裁判所が発行する事件係属証明書など）を提出されると、別居している父または母の「保育が必要なことを証明する書類」の提出を免除します。

保育料は、同居している父または母のみの市町村民税額で決定します。ただし、保育料の階層区分によっては、保育料が変わらない場合や、同居する親族の所得により保育料を決定する場合があります。

★申請者本人（保護者代表）以外の保護者等（代理人）が申請書を提出する場合

（例 ： 申請者本人（保護者代表）が児童の父 、提出者（代理人）が 児童の母、祖父母の場合）

①代理権の確認書類

申請者本人(保護者代表)が提出者(代理人)に申請の提出を委任する「委任状」を提出してください。

※委任状の代わりに申請者本人（保護者代表）の「個人番号カード」「通知カード」「身元確認書類」のいずれかの原本を提示していただくことでも可とします。

※委任状の参考様式が 24 ページにありますので、ご利用ください。

＋

②提出者（代理人）の身元確認書類

提出者（代理人）の「個人番号カード」「顔写真付き証明書類１点」「顔写真の貼付ない証明書類２点」（下記「身元確認書類の例」参照）のいずれかの原本を提示してください。

＋

③本人の番号確認書類

申請者本人（保護者代表）の番号確認のため、申請者本人（保護者代表）の「個人番号カード」「通知カード」「個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書」のいずれかを提示してください。(写しも可)

※①で申請者本人（保護者代表）の「個人番号カード」「通知カード」のいずれかの原本を提示した場合は、③は不要です。

【身元確認書類の例】

下表の証明書の提出が困難な場合は、事前に子育て支援課保育係にご相談ください。

顔写真付き証明書類 ≪いずれか１点≫	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署から発行された写真表示のある書類
公的機関が発行した証明書類（顔写真なし）≪２点≫	資格確認書・資格情報のお知らせ、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証、雇用保険被保険者証、生活保護受給者証、印鑑登録証明書、その他官公署から発行された写真表示のない書類



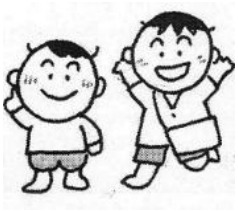
入所申込

(1)第1回入所申込受付

提出書類を全てそろえて、**第１希望の保育所等に申請児童同伴で申込受付日時にお越しください。**
保育所等の定員によっては、入所できない場合もありますので、予めご了承ください。

【第１回・第２回入所申込受付の対象となる方】

・令和９年４月中の入所を希望する場合
・令和９年度中に育児休業から復帰することにより入所を希望する場合
・令和９年度中に産前産後入所を希望する場合
・令和９年４月から転園を希望する場合



申込受付日時と受付場所（先着順ではありません）

保育所等名	受付日	受付場所
府中ひかり保育園	令和８年１２月１日（火）	第二府中ひかり保育園
第二府中ひかり保育園		
ピッコロゴード保育園	令和８年１２月２日（水）	ピッコロゴード保育園
こんごう保育園	令和８年１２月３日（木）	こんごう保育園
こんごうさくら保育園		
若竹こども園	令和８年１２月４日（金）	若竹こども園
府中なかよし保育園	令和８年１２月１０日（木）	府中なかよし保育園
認定こども園つばめ	令和８年１２月１１日（金）	認定こども園つばめ
地域型保育事業希望の方 上記期間で申込ができなかった方	令和８年１２月１４日(月)～ 令和８年１２月２５日(金)**※土日を除く**	子育て支援課 （役場２階⑤番窓口）

※地域型保育（チェリー保育園、みなみの風保育園、アーブルKIDS）は子育て支援課で受け付けます。

受付時間　各保育園等で申請する場合：午前９時３０分～午後４時
子育て支援課で申請する場合：午前８時３０分～午後５時１５分

(2)第2回入所申込受付

受付期間：令和９年２月１日（月）～２月１０日（水）※土日を除く
受付場所/受付時間：子育て支援課（役場２階⑤番窓口/午前８時３０分～午後５時１５分
※１２月２６日（土）～１月３１日（日）は受付できません。
※２月１２日以降に申込まれた場合、５月１日以降の入所になります。

(3)年度途中の入所申込受付

提出書類を全てそろえて、入所希望月の前月の申込締切日までに子育て支援課（役場２階⑤番窓口）に提出してください。各月の申込締切日は次のとおりです。

入所希望月	申込締切日
５月	４月　９日（金）
６月	５月１０日（月）
７月	６月１０日（木）
８月	７月　９日（金）

入所希望月	申込締切日
９月	８月１０日（火）
１０月	９月１０日（金）
１１月	１０月　８日（金）
１２月	１１月１０日（水）

入所希望月	申込締切日
１月	１２月１０日（金）
２月	１月　７日（金）
３月	２月１０日（木）

令和９年度中に育児休業からの復帰による入所を希望する場合や産前産後入所を希望する場合は、事前に申込ができます。※１
入所希望日（育児休業終了日または出産予定日）が決まり次第、お早めに申込ください。

●年度途中は転園申請できません。※２
※１　チェリー保育園・みなみの風保育園・アーブルKIDSを除く。
※２　チェリー保育園・みなみの風保育園・アーブルKIDSを利用し、年度途中に満３歳を迎えた方を除く。

(4)ならし保育について

育児休業からの復帰により保育所等の入所を希望する場合のみ、ならし保育として復帰日の１週間前（復職日の前日から起算して平日５日前）から入所が可能です。（保育料は通常通りかかります。月途中入所の場合は日割計算をします。）ただし、４月１日復帰の方については、年度切替の時期で保育所等の受入が困難であるため、ならし保育は利用できません。また、４月１日～８日に復帰する方については、４月１日から入所が可能です。

(5)休日保育について

休日保育は、保護者のいずれもが日曜日・祝日も認定された「保育を必要とする事由」により保育できない場合、利用できるものです。（別途、就労証明書等の提出が必要です。）町内ではこんごう保育園のみ実施していますが、町内の保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業を利用している方であれば、こんごう保育園の休日保育が利用できますので、希望される場合は事前にこんごう保育園にお問合せください。なお、定員を超える希望があった場合、利用できないこともありますのでご了承ください。また、日曜日・祝日が勤務となることにより、振替等で勤務が無い日は保育所等を利用できません。

(6)町外の施設を希望される場合(広域入所)

府中町外の保育所等を希望する場合は、府中町を通じて施設の所在する自治体に対して入所申込を行うことになりますので、お早めにご相談ください。なお、自治体によって申込締切等が違ったり、就労証明書等が入所希望月の３か月以内の証明でないと受付できない場合がありますのでご注意ください。（各自治体の締切をご確認のうえ、締切日の平日５日前までに申請してください。）

利用調整

入所希望者が保育所等の受入可能数を超える場合、府中町が利用調整を行います。利用調整は、保護者の保育を必要とする事由（就労の場合、就労時間や日数）に応じて「基本指数」を決定し、その点数に世帯の状況等（生活保護・ひとり親世帯、多子世帯、滞納の有無など）に応じた「調整指数」を加点・減点し、世帯の点数を決定します。その点数の高い世帯から保育の利用が可能となりますが、保育所等において安全に保育できる態勢が整っていない場合は、点数にかかわらず、やむを得ず入所保留とすることがあります。

なお、第２希望以降の保育所等に入所が決定したものの、入所を辞退された場合、保育所等や他の申請者にも迷惑をかけることになるため、実際に利用することが可能な保育所等を慎重に検討してください。正当な理由なく辞退された場合は、次回の利用調整において調整指数を減点します。

また、利用調整の結果、希望保育所等が利用できない場合は入所保留となりますが、引続き令和１０年３月入所分までは利用調整の対象とします。（新たな申込は必要ありません。）

◆入所決定後は

利用調整後、入所を承諾されたら各保育所等に連絡し、入所説明を受けてください。なお、次のことについて、予めご了承ください。

① 入所承諾後に入所を辞退する場合は、ただちに書面で提出してください。
② 入所後、家庭で保育できる状態になったときは、入所を解除します。
③ 入所決定期間満了までに退所する場合は、退所届を保育所等に提出してください。
④ 保育を必要とする事由を確認するため、年度途中に現況届等の書類を提出していただきます。

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

厚生労働省は、令和7年4月から、保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きにこれまで必要だった書類に加えて、「保育希望利用申請書の写し」が必要になると公表しています。

申し込み前にご自身で必ず申込書の写しを用意してください。

詳細は厚生労働省ホームページをご確認いただくか、ハローワークまたは、勤務先へお問合せください。

保育料

(1)保育料の決定方法

保育料は、毎年４月１日時点の年齢および保育必要量（保育標準時間・保育短時間）ごとに父母の所得状況（市町村民税額）に応じて決定を行い、毎年９月に保育料の切替を行います。

４月～８月	９月～３月
令和８年度の市町村民税に基づく保育料	令和９年度の市町村民税に基づく保育料

※　保護者の所得状況によっては、同居する祖父母等の所得により算定する場合があります。
※　国外に滞在されていた場合は、別途所得を証明する書類の提出により算出いたします。
※　保育料の算定にあたり、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別控除・寄附金控除など）は適用されません。
※　保育料は、令和９年４月１日時点の年齢により決定しますので、年度途中で３歳の誕生日を迎えても、その年度中は３号認定（３歳未満児）の保育料です。また、年度途中で入所した場合も４月１日時点の年齢により決定します。
※　年度途中で税額等の変更が生じた場合は、遡って保育料を変更します。ただし、年度を越えての保育料変更は行いません。
※　施設・事業者において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
※　病気や家庭の事情等で保育所等をお休みした場合も月額の保育料がかかります。（入所保留者がいる場合、原則１月を超える休園は認められません。）

幼児教育・保育無償化について

３歳～５歳（４月１日時点）のお子さんと０歳～２歳の住民税非課税世帯のお子さんは、保育料が無料となります。ただし、副食費（おかず代・おやつ代等）、延長保育料、保育短時間認定の時間外保育料は無償化の対象外ですので、保護者の皆さまに負担していただくことになります。

なお、次に該当する場合は副食費が免除となります。

・年収 360 万円未満相当の世帯のお子さん（12 ページ表の太枠で囲った部分にあてはまる方）

※ただし、ひとり親のご家庭、障害者手帳をお持ちのご家庭のお子さんは同表の二重線で囲った部分にあてはまる場合も対象となります。

・第３子以降のお子さん（就学前の保育所、幼稚園等を利用しているお子さんをカウントします）

(2)保育料の軽減措置について

①多子軽減

同一世帯の就学前児童が２人以上同時に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用している場合、最年長児が全額負担（例では４歳児なので、無料ですが第１子としてカウントします）、次の年長児が半額負担、その他の児童が無料となります。ただし、第２から第４－１階層(※12 ページ表参照)までの世帯は、小学生以上の生計を一にする子どもも多子計算の算定対象とします。

【例】小学校１年生の兄がいて、４歳・２歳・０歳の３人が同時に保育所等に通っている場合

０歳	１歳	２歳	３歳（年少）	４歳（年中）	５歳（年長）	６歳（小１）
第３子無料 		第２子半額 		第１子全額 ※3～5 歳は保育無償化により無料です。 		軽減対象外 

②ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等の軽減

保育料の階層が、第２階層から第４－３階層(※12 ページ表参照)の世帯であって、次に掲げる世帯である場合には保育料を軽減します。また、これら階層の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃し、年齢に関わらず、生計を一にする子どもを多子計算の算定対象とします。

【対象世帯】

・ひとり親家庭…戸籍でひとり親であることが確認できる世帯。児童扶養手当を受給している世帯。

・在宅障害児(者)のいる世帯…障害者手帳の交付を受けた方を有する世帯。

・その他の世帯…申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。

【軽減内容】

・第２階層・・・・・・・・・・無料

・第３階層・・・・・・・・・・1,000 円減額後、更に半額（第２子以降は無料）

・第４－１～第４－３階層・・・半額（第２子以降は無料）

※３歳未満児については 9,000 円を上限額とします。

(3)保育料の納付方法

当町では、口座振替による納付をお願いしています。金融機関にて口座振替の申込用紙等をご提出いただくか、府中町ホームページからウェブ申請もできますので、ご都合の良い方法で申請してください。毎月月末（月末が土・日・祝日の場合は翌開庁日）に当月分の保育料を引き落とさせていただきます。

※認定こども園、地域型保育事業の利用者は、直接施設へお支払いください。

保育所等の運営は、保護者の皆さまの保育料と税金で成り立っています。当町では保護者の皆さまの負担を軽減するために、国の示す保育料徴収金基準額を町独自に軽減して保育料を設定しています。

保育料は毎月納期限までにお支払いただきますようお願いします。

保育料を滞納された場合、通知や電話、戸別訪問にて催告を行いますが、納付の意思が確認できない方や納付を誠実に履行しない方には、納付されている方との公平を保つため、勤務先への給与照会や金融機関への財産調査等を行い、給与や預貯金等の差押え等の滞納処分を実施します。また、滞納がある場合、入所選考の際に調整指数が減点となり、育児休業中の継続利用もできなくなります。

(4)令和9年度保育料

【保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業】　（月額）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				３歳以上児		３歳未満児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
第１	生活保護による被保護世帯			０円	０円	０円	０円
第２	市町村民税非課税世帯			０円	０円	０円	０円
第３	１	市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）		０円	０円	９，０００円	８，８００円
	２	市町村民税所得割の額	２４，３００円未満	０円	０円	１１，５００円	１１，３００円
	３		４８，６００円未満	０円	０円	１４，０００円	１３，７００円
第４	１		５７，７００円未満	０円	０円	１５，８００円	１５，５００円
	２		６７，０００円未満	０円	０円	１７，５００円	１７，２００円
	３		７７，１０１円未満	０円	０円	２１，０００円	２０，６００円
	４		８７，０００円未満	０円	０円	２４，５００円	２４，０００円
	５		９７，０００円未満	０円	０円	２９，５００円	２９，０００円
第５	１		１１５，０００円未満	０円	０円	３４，０００円	３３，４００円
	２		１３３，０００円未満	０円	０円	３８，５００円	３７，８００円
	３		１５１，０００円未満	０円	０円	４３，０００円	４２，２００円
	４		１６９，０００円未満	０円	０円	４４，５００円	４３，７００円
第６	１		２０２，０００円未満	０円	０円	５１，５００円	５０，６００円
	２		２３５，０００円未満	０円	０円	５３，５００円	５２，５００円
	３		２６８，０００円未満	０円	０円	５５，３００円	５４，３００円
	４		３０１，０００円未満	０円	０円	５７，３００円	５６，３００円
第７	１		３９７，０００円未満	０円	０円	５８，７００円	５７，７００円
第８	１		３９７，０００円以上	０円	０円	６１，７００円	６０，６００円

※１　年齢区分は、当該年度の４月１日現在の年齢によります。

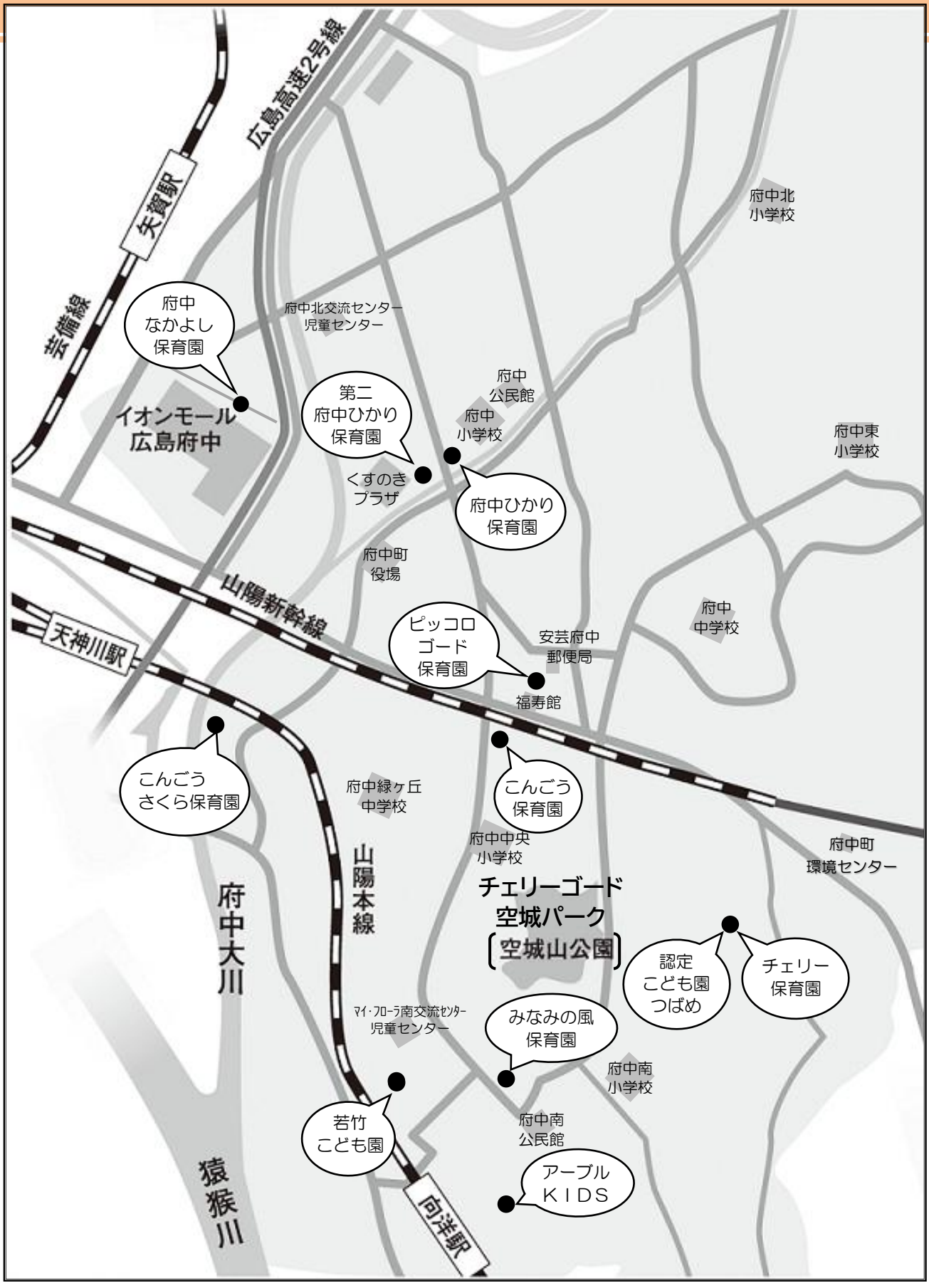
※２　保育料の算定の基となる市町村民税は、調整控除を除き、税額控除（住宅借入金等特別控除、寄附金控除など）を受ける前の税額になります。政令指定都市で税率８％として所得割額が計算されている場合、6%の額で算定します。

※３　小学校就学前の範囲内に保育所や認定こども園、幼稚園等（認可外保育施設を除く。）を利用する子どもが２人以上いる場合、２人目は半額（100 円未満切捨て）、３人目以降は無料となります。ただし、第２から第４－１階層までの世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃し、年齢に関わらず、生計を一にする子ども（監護している者、監護していた者、直系卑属）を多子計算の算定対象とします。

※４　ひとり親世帯や在宅障害児（者）がいる世帯（障害者手帳や療育手帳などの交付等を受けている場合）の保育料は、第２階層は無料、第３階層は 1,000 円減額後、更に半額（第２子以降は無料）、第４－１～第４－３階層は半額（第２子以降は無料）となり、これら階層の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃し、年齢に関わらず、生計を一にする子どもを多子計算の算定対象とします。また、３歳未満児については 9,000 円を上限額とします。

※５　保育料算定の際に必要となる世帯の状況については、入所申込書や住民基本台帳により判断していますが、ご不明な場合は、子育て支援課にお問い合わせください。

保育所・認定こども園・地域型保育事業の紹介



社会福祉法人昭和愛育会

府中ひかり保育園・第二府中ひかり保育園

保育基本方針

①自然と遊び、自然に学び、心身の発達を促し、子どもが本来持っている可能性を引き出し、伸ばす保育を目指す。
②常に家庭と連携を取りながら一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、心が落ち着く、子どもを主体とした保育を行う。
③一日の生活のリズムを整え、食事・排泄・着脱等、日々の繰り返しの中で基本的生活習慣の習得を図る。

こんな子ども達を目指します！

①人の話をよく聴く子。
②自分で考えて行動できる子。
③物事を諦めずに最後までやり遂げられる子。
④物事に感動し、それを素直に表現できる子。
⑤自分の意思を言葉で表現できる子。
⑥身体を動かして遊べる子。
⑦良いこと、悪いことが判断できる子。
⑧人や物を大切にする子。

園の特徴

【布おむつ】

府中ひかり保育園・第二府中ひかり保育園の園児は、赤ちゃんの時から『布おむつ』で育ちます。おむつ替えでの一対一の丁寧な関わりが愛着形成や心の成長に繋がります。２歳頃から個々に合わせて自分でトイレに座わり、排泄習慣の自立に向けて取り組んでいます。安心してお任せください。おむつのサブスクを利用することで、布おむつクリーニングやレンタルクリーニングもお得に利用できます。

【給食・離乳食】

自園で、安心安全・美味しい給食を手作りしています。離乳食は、保護者と連携して個々にあった離乳食を提供します。園の畑やビオトープで、野菜や果物を園児と一緒に栽培し、給食やおやつに取り入れて季節を感じています。

【行事】

子ども達に豊かな実体験と、親子参加型行事での親子触れ合いにより、多くの感動と成長発達が実感できる園です。

年間の主な行事

４月	幼児親子参加日・クラス懇談会
５月	乳児親子参加日・クラス懇談会、新入園児・年少児家庭訪問、お花祭り、おとまり保育(年長)
６月	
７月	みくまり峡川遊び(幼児)、子ども夏祭り、プール参観月間(年中・年長)
８月	みくまり峡川遊び(幼児)、夏季合同保育、プール参観月間(年中・年長)
９月	おゆうぎ会(乳児)
１０月	遠足(幼児：安佐動物園)、親子ひかりっこ運動会
１１月	七五三詣、生活発表会(幼児)、自然体験遠足(年中児：広島市森林公園)
１２月	親子餅つき大会・クラス懇談(年長児)、クリスマス会 宮島冒険遠足（年長）
１月	親子マラソン大会(幼児) 、節分(豆まき会)
２月	ひかりアート（作品展示会）
３月	年長サッカー大会、遠足(年長児：岩谷観音山登り)、卒園式 次年度入園・進級式



府中ひかり保育園

所在地　本町二丁目 16 番 19 号
電話　082-281－1649
定員（令和８年度）　160 名
保育時間
　保育標準時間　7:00～18:00
　保育短時間　8:30～16:30
　延長保育　18:00～19:00



第二府中ひかり保育園

所在地　本町一丁目 14 番 12 号
電話　082－281－1649
定員（令和８年度）　200 名
保育時間
　保育標準時間　7:00～18:00
　保育短時間　8:30～16:30
　延長保育　18:00～19:00

社会福祉法人中央正聖愛育会

こんごう保育園・こんごう さくら保育園

保育方針

全ての園児が「勇気」「知恵」「思いやり」「郷土愛」を持ち、豊かな人間として成長することを理念とし、未来ある望ましい子どもたちを育てることを念頭に置き、心身ともに安心できる環境のもとで、五感（眼・耳・鼻・舌・意）がより発達するよう図り、助長する保育を実践する。

園の特徴

【こんごう保育園】

中央の吹抜け空間や上下につながったネット遊具が一体感をもたらし、お遊び回廊の回遊構造や点在する遊びのしかけが園児たちの遊びを誘発します。

【こんごう さくら保育園】

園内の交流広場では図書コーナーを設け、プロジェクターを使った映像保育、屋上には園庭・プールも設置してありますのでしっかり遊ぶことができます。

【みんな大好き給食】

「直営方式」で栄養士が献立作成する「和食」を基本とし、地産地消・郷土料理・伝統料理を通して、食に対する知識や文化を学びます。

保護者からのQ&A

Q　保護者が参加する行事は多いですか？曜日はいつですか？

A　保護者参加の行事は土曜日に行っています。内容は「保育参観」「運動会」「盆踊り」「発表会」「作品展」等です。

Q　保育中の乳児組は紙オムツ、布オムツどちらが使用できますか？

A　どちらも使用できます。使用した紙オムツは園で処分しますが、布オムツ使用の場合は、家に持ち帰ってもらいますのでレジ袋持参になります。※おむつのサブスクも導入しています。

Q　午睡用布団はどのようになりますか？

A　本園で準備、管理しますので布団代金を徴収します。
0歳児－1,410円（1ヶ月）※月2回シーツ交換
1歳児以上－1,200円（1ヶ月）※月1回シーツ交換

毎月行事

体操教室・英語教室・鼓笛教室・ことわざ俳句教室・映像保育・園外保育・誕生日会育児相談・デーサービス交流等



所在地…浜田二丁目2-6(こんごう保育園)
電　話…０８２－２８５－１１３２
定員（令和８年度）　１９０名
保育時間
保育標準時間　7:00～18:00
保育短時間　8:30～16:30
延長保育　18:00～19:00



所在地…茂陰二丁目2-21(こんごうさくら保育園)
電　話…０８２－５１０－１１９０
定員(令和８年度)　120名
保育標準時間　7:00～18:00
保育短時間　8:30～16:30
延長保育　18:00～19:00

年間の主な行事予定

4月	新年度クラス発表
5月	保育参観（乳幼児組）
	青葉祭・運動会
6月	内科・歯科検診・中学生職場体験
7月	七夕祭・プール開き
8月	盆踊り・平和学習
9月	保育参観（乳児組）
10月	発表会
11月	おまつりごっこ・保育参観(全園児)
12月	もちつき・クリスマス会
	内科・歯科検診
1月	保育参観（幼児組）
2月	豆まき・作品展
	お別れ遠足（年長）
3月	ひな祭・卒園式・入園式

社会福祉法人ＦＩＧ福祉会

ピッコロゴード保育園

保育方針

保護者との緊密な連携の下、一人ひとりを的確に把握し、発達のプロセスを尊重しながら、養護と教育を一体とした保育を行う。

保育目標

◆日常生活における基本的生活習慣を身につける
◆集団生活に必要な自主性、協調性を育てる
◆感動と思いやりの心を育てる



所在地 浜田本町７番 13 号
電話 082－508－0003
定員（令和８年度） 160 名
保育時間
保育標準時間　7:00～18:00
保育短時間　8:30～16:30
延長保育　18:00～19:00

園の特徴

◆造形あそび、体操教室、英語教室、鮎のつかみ取り
（心身の健康および発達を助け、豊かな感性を育てる）
◆栽培活動、クッキングなど、食育の推進
（適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成を行うとともに、楽しい食体験の積み重ねにより、生きる力の基礎を培う）
◆高齢者との交流会、異年齢児とのふれあいタイム
（思いやりの心を育てる）
◆園庭開放、育児教室、保育相談（地域の子育て世代の家庭を支援する）

保護者からのQ&A

Q　保護者会はありますか？
A　本園には保護者会はありません。保護者の皆様の負担軽減に配慮し、保護者会は設けておりません。
Q　保護者が園の行事の手伝いをすることはありますか？
A　行事の際のお手伝いはお願いしておりません。行事当日は、保護者の皆様にお子さんの成長した姿をじっくりとご覧いただきたいと考えております
Q　布おむつと紙おむつ、どちらを使用されていますか？
A　衛生面や活動のしやすさを考慮し、原則「紙おむつ」をお願いしております。肌トラブル等の個別のご事情には対応いたします。おむつ離れに関しても、お子さんの発達に合わせて適切にサポートいたします
Q　園のモットーは何ですか？
A　アットホームで家庭的な雰囲気を大切にしています。保護者の皆様と連携し、常に子ども目線に立った保育を心がけています
Q　アレルギー食にどの程度対応していますか？
A　医師の「生活管理指導表」に基づき、個別に対応を行っております。安全を最優先に配慮しながら、年齢に応じて自分の体や食べ物に関心を持ち、正しい知識を育めるよう食育にも取り組んでいます。

年間の主な行事

４月　進級式、新入園児歓迎会、こどもの日の集い
５月　交通安全指導、春の遠足
６月　保育参観、健康診断(内科・歯科・尿検査)、虫歯予防指導、プール開き、消防署との合同避難訓練
７月　七夕会、お店屋さんごっこ、個人懇談、チェリーゴードとの交流会(年長)、鮎のつかみ取り
８月　サマー保育(年長)
９月　運動会
10 月　秋の遠足
11 月　内科・歯科検診
12 月　発表会、もちつき、クリスマス会、チェリーゴードとの交流会(年長)
１月　正月あそび
２月　防火豆まき、保育参観
３月　ひな祭り会、お別れ遠足(年長)、お別れ会、卒園式、次年度入園式

Facebook（フェイスブック）で活動の様子等を紹介しておりますのでご覧ください。
保育園のしおりはホームページからご覧になることができます。

社会福祉法人愛児福祉会

府中なかよし保育園

保育の基本方針

◎年間を通して外遊びを大切にし、しっかり身体を動かして土と水と太陽のひかりを浴びて身体づくりを。
◎バランスのとれた食事をとり、心とからだに栄養がゆきわたるように。
◎早寝、早起き、朝ご飯を大切に、意欲的に活動できる「生活リズム」づくりを。
◎うた、リズム、描画活動などで自分を表現することを大切に。
◎子どもは仲間のなかでこそ豊かに育つ。楽しいあそび、共感、共同を大切に。

園の基本方針

〇安心して子どもを通わせられる保育園に
〇すべての子どもたちの発達する権利を保障する保育園に
〇親も子どもも職員もほっとできる保育園に
〇地域に愛される保育園に

【心とからだを育てる給食】

栄養士が園独自の献立を立て、
◆月齢と発達に応じた離乳食
◆安全な食材で旬を生かした献立
◆幼児も炊き立てご飯の完全給食
◆手作り中心のおやつ
◆アレルギー児に対応した給食
を保育の一環として取り組んでいきます。

年間の主な行事予定と保育内容

春　入園おめでとうの会　内科健診
　　春の遠足　どろんこあそび
夏　水あそび　プールあそび　プール参観
　　夏まつり　平和学習
　　お泊り保育（年長）　歯科検診
秋　うんどう会　内科健診
　　秋の遠足
冬　冬まつり　クリスマス会
　　伝承あそび　そり遊び
春　節分　卒園式　お別れ会
　　進級・入園おめでとうの会
毎月：誕生日会　避難訓練　身体測定
その他：給食参観日　うたリズム参観日
　　クラス懇談会　個別懇談



所在地　大須３丁目４番 16－１号
電話　082－286－2334
定員（令和８年度）100 名
保育時間
　保育標準時間　　7:15～18:15
　保育短時間　　8:30～16:30
　延長保育　　18:15～19:15
特別保育事業
　障害児保育　一時預かり保育　子育て支援

愛児福祉会の他園の様子は、愛児福祉会のホームページからご覧になることができます。
http://a-nakayoshi.com/hojin/

社会福祉法人若竹福祉会

若竹こども園

保育方針・目標

～若竹のごとく　すくすくと　伸びよ　吾子たち　～

「からだの育ち」、「こころの育ち」、「社会性の育ち」を日々の生活や遊びを、さまざまな体験・行事を通して培います。家庭的な雰囲気の中、保護者の方と連携をとりながら子ども達の可能性を引きだします。



所在地…鹿籠一丁目２０番３３号
電話…０８２－２８４－２３６３
定員　１号：１０名(令和８年度)
　　２・３号：１６０名(令和８年度)
保育時間
　保育標準時間　7:00～18:00
　保育短時間　　8:30～16:30
　延長保育　　18:00～19:00
※土曜日の延長保育はございません。

園の特徴

〇はだし保育
　家で過ごすように室内は上靴等はかずに裸足で過ごしています。気候の良い時は園庭も裸足で遊び、足裏を鍛えます。
〇紙パンツのサブスク
　０，１歳児さんの紙パンツはサブスク利用の為、園で準備します使用済みの紙パンツも園で処分します。
〇布団・毛布、シーツの貸出し
　３歳未満児にお昼寝用の布団・毛布・シーツを貸出し、持参物が軽減されます。給食のおしぼりも園で用意＆洗濯しています。
〇絵本の貸出し
　週末にご家庭用に絵本を貸出し、親子で楽しんでもらってます。
〇主食付きの給食（全園児）
　給食室でバラエティー豊かな給食を作っています。行事食や誕生会メニューもあります。土曜日は主食持参やお弁当です。
〇食育
　敷地内の菜園で季節の野菜を植え、収穫を楽しみます。栄養士による食育指導もあります。
〇各種教室（月に１回～２回）
　英語は年少から、体操、絵画、音楽は年中からあり、専門講師の指導を、クラスの全員で受けます。年長児は学研教室も有。
〇課外教室（英語・スイミング）を保育中に実施。

保護者からのQ&A

Q　駐車場はありますか？
A　送迎用の駐車場が１４台、園に隣接してあります。
Q　保護者参加の行事はありますか？ 保護者会はありますか？
A　入園進級式、運動会、発表会、作品展、保育参観（年２回）です。基本的に土曜日に行っています。保護者会はありません。
Q　認定こども園になると何が変わるの？
A　当園は今までも３歳児以上には教育要素のある保育を実施しておりましたので、保育内容は変わりません。保護者の就業の有無に関わらず在園することが可能になります。（定員有）

年間の主な行事

４月　お花見、内科検診
５月　親子遠足（年長）
　保護者面談
６月　運動会、歯科検診
　中学生保育体験
７月　プラネタリウム遠足（年長）
　防火七夕、プール遊び、保育参観
８月　プール遊び、平和学習
９月　お月見
１０月　お泊り保育（年長）
　内科検診、歯科検診
１１月　バス遠足（年少･年中･年長）
　発表会
１２月　保育参観
　クリスマス会
１月　お正月遊び、凧あげ大会
２月　節分、作品展、眼科検診
　ﾊﾛｰ!ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭ発表会（年長）
　わくわくｸｯｷﾝｸﾞ（年中･年少）
３月　ひな祭り
　観劇遠足（年長）
　お別れ会、卒園式、入園進級式

学校法人府中石田学院

認定こども園つばめ

保育方針

子ども・子育て支援法をはじめ関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

①自立をめざし
毎日の暮らしの中で生活に必要な知恵と態度を自然な形で身に付ける子ども

②たくましく生きる
自分で考えて行動し、最後まであきらめず、やり抜く子ども

③心豊かな　子どもを育てます
気持ちを素直に表現し、相手の気持ちがわかる子ども
周囲の自然や人・物に興味を持ち親しみをもってかかわる子ども

園の特徴

本園は幼稚園と保育園それぞれの良いところを活かし、その両方の役割を果たすことができる新しいかたちの「認定こども園」です。子どもと保護者のことを考えて生まれた「認定こども園」は、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートすることにより、就学前の教育・保育ニーズに対応する環境を整えています。

また、子どもが「認定こども園」に通っていなくても、子育て支援として「子育て相談」や「親子の集いの場」を提供しています。

保護者からのQ&A

Q　認定こども園はどのような園ですか？
A　幼稚園と保育園の二つの機能を備えた園です。３歳以上の子どもたちは、幼稚園、保育園合同で教育活動を行います。
Q　給食について教えてください。
A　幼稚園、保育園ともに完全給食です。バランスのとれた手作りの温かい給食を準備しています。またアレルギー食にも対応しています。
Q　こども園の定員は何名ですか？1 クラス毎の人数は何名ですか？
A　幼稚園部 120 名、保育園部 210 名（令和８年度）です。１クラス 20～30 名です。法令で定められた基準で運営をしております。
Q　課外教室はありますか？
A　ウィン体操クラブ、学研プレイルーム、英語教室、水泳教室、書き方教室がございます。実施内容は、各教室にお問い合わせください。
Q　働くことになったので、幼稚園から保育園に変更できますか？
A　変更できます。だたし、各年齢の利用定員の状況によって、変更できない場合があります。各市町によって手続きが異なりますので早めにご相談ください。



所在地　柳ヶ丘 20 番 16 号
電話　082－508－0012
定員（令和８年度）
　１号：120 名、２・３号：210 名
保育時間
　保育標準時間　7:00～18:00
　保育短時間　　8:30～16:30
　延長保育　　18:00～19:00
　※土曜日の延長保育はございません
　※育休中の延長保育はございません

年間の主な行事

４月	新入園児歓迎会
	こどもの日の集い
５月	春の遠足、園まつり
６月	健康診断(内科・歯科・尿検査)
	虫歯予防指導、プール開き
	参観日
７月	七夕会、個人懇談(幼児)
	お楽しみサマー保育(年長)
	終業式
８月	夕涼み会、個人懇談(乳児)
９月	始業式、参観日
10 月	運動会
	健康診断(内科)
11 月	健康診断(歯科)　秋の遠足
12 月	もちつき、クリスマス会、
	個人懇談(幼児)、終業式
１月	始業式、参観日
２月	防火まめまき(節分)、発表会
	お別れ遠足(年長)、参観日
３月	ひなまつり会、お別れ会
	修了式、卒園式(年長)
	入園式、進級式

「地域型保育事業」について

待機児童の多い満３歳未満の児童を対象とした市町村の認可事業で、‘家庭的保育’‘小規模保育’‘事業所内保育’‘居宅訪問型保育’の４類型に分かれています。事業所内保育施設は、設置者の従業員の児童のほか、地域枠として、従業員以外の児童の保育も行う施設です。従業員枠での申請は、各保育園にご相談ください。

なお、地域型保育事業を利用できる期間は、最長で満３歳に到達する日が属する年度末までのため、その後は原則、別の保育所・認定こども園に、再度入所申込みを行っていただくことになりますので、予めご了承ください。また、延長保育、育休事前予約（従業員枠を除く）は実施していません。

事業所内保育施設

学校法人府中石田学院

チェリー保育園



所在地　柳ヶ丘 20 番 16 号
（認定こども園つばめ内）
運営　学校法人　府中石田学院
電話　082−508−0012
定員（令和８年度）
７名≪従業員枠５名、地域枠２名≫
保育時間
保育標準時間　7:00～18:00
保育短時間　8:30～16:30
延長保育　なし
連携施設　認定こども園つばめ

保育方針

児童福祉法をはじめ子ども・子育て支援法など関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

①自立をめざし
毎日の暮らしの中で生活に必要な知恵と態度を自然な形で身に付ける子ども

②たくましく生きる
自分で考え行動し、最後まであきらめず、やり抜く子ども

③心豊かな　子どもを育てます
気持ちを素直に表現し、相手の気持ちがわかる子ども
周囲の自然や人・物に興味を持ち、親しみをもってかかわる子ども

小規模保育施設

学校法人マイル・ストーン学園

みなみの風保育園



保育方針

一人ひとりのお子さんが、健康的で安全な生活ができる環境を整え、毎日楽しく園生活が送れるよう保育を進めていきます。

◎温かく家庭的な雰囲気の中で、安心してのびのびと過ごせる環境を整えます。

◎一人ひとりの気持ちに寄り添い、子どもたちが自分らしく成長していく力を支えます。

◎子どもたちの「できた！」という喜びを一緒に分かち合う愛情いっぱい笑顔あふれる保育園です。

所在地　鹿籠二丁目13番8号
運　営　学校法人　マイル・ストーン学園
電　話　082−298−1361
定員（令和8年度）19名
≪0歳児3名　1歳児4名　2歳児12名≫
保育時間
保育標準時間　7:45〜18:45
保育短時間　8:15〜16:15
延長保育　なし

株式会社アーブルＹ・Ｋ

アーブルKIDS

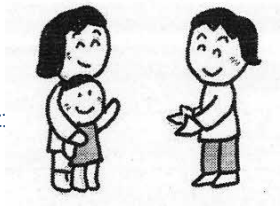


保育方針

こどもたちが安定感と信頼感を持って活動できるように、一人ひとりていねいに育てていきます。また、根強く根をはって、心も身体も強くやさしいこどもに育てていきたいと思います。

※アーブルＫＩＤＳは向洋駅北口から徒歩１分もかからない場所に位置しています。駅が近いので電車通勤の保護者の方に喜ばれています。
小さな保育園なので年齢をこえて子どもたちは一緒に仲良く遊び、少人数だからこそ実現できるあたたかい保育を目指しています。

所在地　青崎中24番23-201号
運　営　株式会社アーブルＹ・Ｋ
アーブルＫＩＤＳ
電　話　082−569−5904
定　員（令和8年度）19名
≪0歳児5名、1歳児7名、2歳児7名≫
保育時間
保育標準時間　7:30〜18:30
保育短時間　8:30〜16:30
土曜日　7:30〜16:30
延長保育　なし





病児保育施設

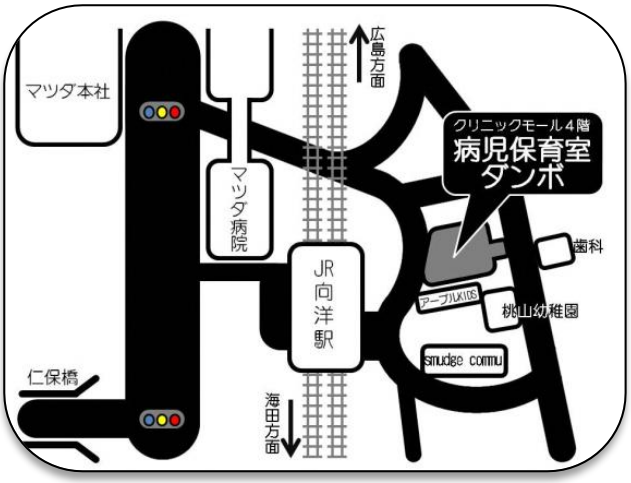
病気により保育所等での集団保育が困難であり、かつ、保護者が仕事や傷病などやむを得ない理由により家庭で保育を行うことが困難な場合に、一時的にお預かりする施設です。

病児保育室ダンボ

対　　象　生後６か月～小学校６年生

利 用 料　利用料　１人１日 2,000 円
（別途食費 500 円）
（土曜日のみ利用料金 1,000 円）

利用時間　月曜日～金曜日
８時 30 分～18 時
土曜日
８時 30 分～12 時 30 分
（日曜祝日、お盆、年末年始を除く。）



定　　員　６人

そ の 他　・利用にあたっては、事前に病児保育室「ダンボ」へ連絡してください。
電話番号　082－287－3266
・利用初日は、向洋こどもクリニックで診療を受けてください。
・土曜日は給食がありませんので、必要な方は弁当を持参してください。
・初回利用時の手続きを速やかにするため事前登録をお勧めします。

お迎えサービス

府中町内の小学校・保育所等を利用中に、お子さんが体調不良となった際、保護者の方が仕事の都合等でお子さんを迎えに行くことが出来ない場合に、病児保育室の看護師又は保育士がタクシーを使用し、保護者の代わりに保育所等まで迎えに行き、保護者が迎えにくるまでの間、病児保育室で一時的にお子さんをお預かりするサービスです。



認可外保育施設

認可外保育施設とは、「認可保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業）」以外の子供を預かる施設の総称です。

認可保育所等のような市区町村の窓口の申込ではなく、施設に直接申込、契約することができます。選考方法や利用料金は、認可外保育施設でそれぞれ異なります。

児童福祉法に基づき、認可外保育施設指導監督基準に満たした適切な運営・保育内容であるか、年1回施設に立入調査をしています。

府中町にある認可外保育施設（事業所内保育施設・居宅訪問型事業を除く）

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間
たからの保育園	府中町大須四丁目 1番58−104号	082- 283-2266	6か月～ 小学校就学前	7時30分～18時 （延長保育） 18時～19時
シルバーママ サービス	府中町浜田三丁目 9番2号	082- 285-0161	6か月～ 小学校就学前	9時～15時
府中Kids保育園	府中町大須三丁目 8番28号	082- 569-7307	6か月～ 満3歳の年度末	7時30分～18時 30分 （延長保育） 7時～7時30分、 18時30分～19時

紙おむつ等定額利用サービス補助金交付事業

紙おむつ等定額利用サービスを利用する0～2歳児クラスに所属する児童に対して、児童1人につき、月額500円を府中町が負担します。（府中町に住民票があり、府中町の施設に通っている児童のみ）

補助金の申請・請求・受領に係る事務を定額利用サービスの実施事業者に委任するため、「委任状」を記入し各保育施設へ提出してください。おむつメーカーは施設によって異なります。また、おむつ以外の消耗品（手口拭き・エプロン等）は補助対象外となります。

委　任　状

令和　　年　　月　　日

府　中　町　長

申請者本人（保護者代表）

住　　所	
氏　　名	
生　年　月　日	昭和 平成　　年　　月　　日
ＴＥＬ（連絡先）	

私（申請者本人（保護者代表））は、保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用申込手続について、下記提出者（代理人）に委任します。

提出者（代理人）

住　　所	
氏　　名	
申請者本人（保護者代表）との続柄	
生　年　月　日	昭和 平成　　年　　月　　日

※この委任状は、全て委任者（申請者本人（保護者代表））が記入してください。
※委任者が自筆できない場合は、代理人が記載し、自筆できない理由と合わせて代理人が代理記載した旨を余白部分に記載してください。

記入例

教育・保育給付認定申請書（保育所等入所申込書）兼保育児童台帳

府中町長（施設長）

次のことに同意のうえ、施設型給付費等に係る支給認定及び保育所等の入所を申請（申込）します。

・町が支給認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。
・上記の情報に基づき決定した利用者負担額を、特定教育・保育施設等（保育所を除く）に対して提示すること。
・この申請書の内容（個人番号を除く）を特定教育・保育施設等に伝えること。
・保育必要量は、保護者の就労時間・状況等を基に町で決定すること。子どもの予防的支援担当(認定状況のみ)に伝えること。

受付印

申請者（保護者代表）は、府中町に住民登録のある保護者かつ主たる生計維持者の氏名を記入してください。既に入所中の児童と異なる場合、主たる生計維持者で統一します。

転入予定で入所申込される場合は、転入後の府中町の住所を記入してください。

該当する方に〇を付けてください。町外の場合は（　）内に市町村名を記入してください。

児童の父母について該当する事由に☑してください。保育を必要とする事由や保育の必要量の詳細は、入所案内等でご確認のうえ、必要書類を添付、希望に☑をしてください。

入所案内等でご確認のうえ、希望する保育必要量に☑をしてください。

ただし、保育必要量の認定は、就労時間や通勤時間、保育を必要とする事由により町で決定しますので、保育標準時間を希望されても就労時間が月 120 時間未満である場合や求職活動中の場合は原則、保育短時間の認定となります。ただし、保育標準時間となる場合において、保育短時間を希望される場合は、保育短時間の認定となります。

始期は、産前産後入所および育児休業からの復帰による入所を除き、原則として月初日となります。育児休業からの復帰による入所で、ならし保育を希望する場合は、ならし保育開始日（育児休業復帰日の１週間前（祝日等が重なる場合は平日を数えて５日前））を記入してください。

終期は、産前産後など定めのあるものを除き、希望する終期を記入若しくは☑してください。

なお、求職活動や有期雇用については、期間に定めはありますが、希望する終期を記入してください。ただし、保育を必要とする事由が消滅した場合は、消滅日までが保育期間となります。

申請児童を含む同居者全員を記入してください。申請(入所)児童が「本人」となります。

単身赴任や離婚を前提とした別居（離婚調停前・調停中）の場合、同居していない父母、また就学により別居監護している子も記入してください。個人番号(マイナンバー)は「通知カード」等を見ながら間違いがないように、１マスに１ケタの数字を記入してください。

申請日	令和　９年　６月　２６日
申請者（保護者代表）氏名 ※主たる生計維持者名を記入	府中　一美
住所	〒７３５－８６８６ 府中町大通三丁目５番１号
住民登録のある住所地(R8.1.1現在)	【父】　府中町 ・ (町外)（広島市安芸区　　）
※町外の場合（　　）に住所を記入	【母】　府中町 ・ (町外)（安芸郡海田町　　）
住民登録のある住所地(R9.1.1現在)	【父】　(府中町) ・ 町外（　　）
※町外の場合（　　）に住所を記入	【母】　(府中町) ・ 町外（　　）

※府中町使用欄

入所決定施設名
記入不要

日中の連絡先（電話番号）※連絡が取りやすい順に記入してください。

①000 － 0000 － 0000	②000 － 0000 － 0000	③000 － 000 － 0000
□自宅 □父携帯 ☑母携帯	□自宅 ☑父携帯 □母携帯	☑自宅 □父携帯 □母携帯
□その他（　　）	□その他（　　）	□その他（　　）

保育を必要とする理由

【父】	【母】
☑就労　□就学	☑就労　□就学
□妊娠・出産	□妊娠・出産
□疾病・障害	□疾病・障害
□介護・看護	□介護・看護
□災害復旧	□災害復旧
□求職活動	□求職活動

申請（入所）児童	氏名（ふりがな）	性別	年齢	生年月日	保育必要量の希望
	ふちゅう　あゆむ 府中　歩	(男) 女	(R9.4.1現在) 0　歳	Ｒ８年８月８日	☑ 保育標準時間（１日最大１１時間）
希望する保育期間	令和 ９年８月２日から				□ 保育短時間（１日最大８時間）
					□ 令和　年　月　日まで ☑ 小学校就学前まで

利用を希望する施設

希望する施設の左欄に希望する順位をご記入ください。※順位の記入がある施設を利用調整の対象とします。希望順位を記入した施設において、入所可能となったにも関わらず辞退された場合、次回の利用調整で減点となります。

	府中ひかり保育園		第二府中ひかり保育園		若竹こども園		こんごう保育園
	ピッコロゴード保育園		こんごう さくら保育園		府中なかよし保育園		認定こども園つばめ
	チェリ						

順位の記入のある施設のみを利用調整の対象とします。希望しない施設には順位を記入しないでください。

府中町外の施設を希望される場合は、空白に施設名および順位を記入してください。

なお、各自治体の締切をご確認のうえ、締切日の平日５日前までに申請ください。

〇申請児童を含む世帯の状況(同居者全員。単身赴任等で別居している父母や別居監護している子を含む。)

ふりがな 氏名	性別	申請児童との続柄	生年月日	同居別居	障害	職場・学校名等	個人番号（マイナンバー）
ふちゅう　いちろう 府中　一郎	(男) 女	父	S・(H) 5年10月10日	(同居) 別居	有 (無)	〇〇（株）	0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1
ふちゅう　かずみ 府中　一美	男 (女)	母	S・(H) 7年11月15日	(同居) 別居	有 (無)	〇〇（株）	0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2
ふちゅう　あゆむ 府中　歩	(男) 女	本人	R 8年8月8日	(同居) 別居	有 (無)		0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3
ふちゅう　すすむ 府中　進	(男) 女	兄	S・H・(R) 2年1月10日	同居 (別居)	有 (無)	〇〇小学校	0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4
ふちゅう　たろう 府中　太郎	(男) 女	祖父	(S)・H・R 37年10月20日	(同居) 別居	(有) 無	無職	0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5
ふちゅう　はなこ 府中　花子	男 (女)	祖母	(S)・H・R 36年11月12日	(同居) 別居	有 (無)	無職	0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6

仕事の都合（単身赴任）で別居している場合は“ひとり親”には該当しません。
別居しており離婚調停中の場合は、保育料の算定に必要ですので、離婚調停中であることが分かる書類（裁判所が発行する事件係属証明書など）を添付してください。

○家庭の状況

ひとり親の場合の理由	□離婚（ 平成・令和　　年　　月　　日頃）　□死別　□未婚 □別居（ 平成・令和　　年　　月　　日頃から　【離婚調停　□無　□有】 ）
生活保護受給の有無	□受給中（ 平成・令和　　年　　月　　日開始、担当ＣＷ　　）

○保育が必要な時間等

保育が必要な時間	８ 時 ００ 分 から　１７ 時 ３０ 分まで ※保育を必要とする事由に係る時間（就労の場合、勤務時間＋通勤時間）を超えた利用は、原則できません。
延長保育	☑希望しない　□希望する ※希望する保育所等の実施の有無をご確認ください。
休日保育日（日曜・祝日）	☑希望しない　□希望する（ 月　　回くらい）

現時点での希望を確認するものです。実際に保育所等を利用できる時間は、認定された「保育を必要とする事由」により保育できない時間のみです。（たとえば、「就労」での入所の場合、お仕事がお休みの日は原則保育所等もお休みとなります）。延長保育・休日保育についても、実際に利用される場合は、入所決定後に手続が必要となりますので、各園にお申し出下さい。
※定員の空き状況によっては利用できないことがあります。

○祖父母の状況

		氏名・年齢	申請児童と同居・別居（別居の場合住所）	保育を必要とする事由（同居の場合のみ記入）
父方	祖父	府中 太郎（６４歳）	(同居)・別居（　　）	□ 無 ☑ 有(疾病障害)
	祖母	府中 花子（６５歳）	(同居)・別居（　　）	☑無 □ 有（　　）
母方	祖父	楠木 二郎（６３歳）	同居・(別居)（○○市○○町○番○号　　）	□ 無 □ 有（　　）
	祖母	楠木 夏（６６歳）	同居・(別居)（○○市○○町○番○号　　）	□ 無 □ 有（　　）

祖父母についての、「保育を必要とする事由」は入所要件ではありませんが、同居する65歳未満の祖父母について、「保育を必要とする事由（求職活動を除く）」がない場合は、入所選考の際の利用調整において減点となります。よって、同居する65歳未満の祖父母について、「保育を必要とする事由（求職活動を除く）」がある場合は、就労証明書など証明書類を提出してください。

２人以上同時に申請される方　※選択された内容で入所選考を行いますので、熟考の上ご回答ください。

①兄弟姉妹が別々の保育施設であれば入所可能である場合、利用しますか。	□ 別々でも利用する　□ 別々なら利用しない
②兄弟姉妹全員が同時に入所可能である場合、どちらを希望しますか。	□ 同じ保育施設の利用を希望する ※希望順位が下でも同じ施設の利用を希望する場合 □ 兄弟姉妹別々の施設でもそれぞれの希望順位の高い保育施設等の利用を希望する
③兄弟姉妹のうち、一人であれば入所可能である場合、どうされますか。	□ 上の子なら入所を希望する □ 下の子なら入所を希望する □ 一人だけでも入所を希望する □ 一人だけであれば入所を希望しない

兄弟姉妹で別々の施設、もしくは一人だけなら入所可能となった場合、こちらの回答をもとに入所決定をいたします。決定を辞退された場合は、調整指数を１点減点し、翌月以降の入所選考を行いますので、熟考の上ご回答ください。

○申請児童の状況　※保育を実施する上で、集団保育が可能である旨の医師診断書を提出していただく場合があります。

◆申請後、申請児童の状況に変動があった場合は、速やかにお知らせください◆

治療中の疾病等や定期的な通院	□ ある（病名や状況　　） 通院回数 （　　）回／月・年 ☑ ない
集団保育を行う上で不安な点や特別な配慮が必要なこと、児童の発達において気になること	□ ある（　　） ☑ ない □ 分からない（　　）
今までに発達等について相談をしたことがありますか？	□ ある（相談場所：　　）（内容：　　） ☑ ない
アレルギー	☑ある（ 卵　牛乳　　） □無　□不明

育児休業中の方で、希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方はチェックを入れてください。

育児休業復帰に係る申し込みの場合に、育児休業の延長も許容できる方は☑をして下さい。

□　希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

※　☑した場合、入所選考において指数合計から９点減点します。
※　☑した場合でも、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは入所決定となります。
　→その場合、入所決定辞退をされると「保育所等入所保留通知書」は発行できません。加えて、入所選考における調整指数を１点減点し、翌月以降の入所選考の対象とします。